

生活世界を支える住まいと アイデンティティ

—フランスにおける自律回復を目指すDV被害者支援とは—

柿 本 佳 美*

要 旨

本稿は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出制限令のもと、フランス政府が行った配偶者間暴力(DV)被害者支援に関する取り組みとアソシアシオンの協働をたどりながら、住まいと住むことの意味を検討する。

近年、フランス政府は、女性殺人の件数が高止まりのままであることから、DVを含む女性殺人を女性の人権を侵害する重大な問題と位置づけ、対策を強化している。2019年の「グルネル」では関係省庁とアソシアシオンとの間の協議が重ねられ、政府は1000か所の被害者向け住宅の設置とDV被害者支援へのさらなる対策を約束した。2020年3月に始まる外出制限令下において、矢継ぎ早に打ち出されたDV被害者支援は、この討議の成果である。

フランスの場合、保護命令が発令されると、被害者はそれまでの住まいにとどまることができる。しかし、家事事件裁判官がDVの事実を見過ごすか、あるいは保護命令の発令を躊躇するならば、被害者は自分自身と子どもたちを守るために住居から離れることにもなりかねない。

「住まい」と「住むこと」に立ち返ると、住まいのなかで私たちは自分自身を取り戻し、住まいは親しいひととの間に構築する人間関係の結節点となる。そうすると、住み慣れた住まいから離れるDV被害者は、それまでの人間関係を失いかねない。これは、当事者にとってはアイデンティティの一部を失うことにもなるだろう。

被害者の自由を保障するためには、選択肢の幅を広げることが必要となろう。

キーワード：配偶者間暴力、住まい、生活世界、アイデンティティ

* 京都女子大学 非常勤講師

はじめに

私たちはただ、私生活や親密さのなかでしか経験できないようなある事柄について語ることがある。この種の事柄は、その内容がどれほど激しいものであろうと、語られるまでは、いかなるリアリティも持たない。

－アレント『人間の条件』

住まいは、家族や親密な関係にあるひととともに生活をともにする、わたしたちの生を支える基盤であり、そのなかでは心身の安全が保障される空間である。しかしながら、女性や子ども、障がい者、高齢者といったヴァルネラブルな人々にとっては、自宅は安全な場所であるとは限らない。国連の調査によると、殺害された女性被害者は男性被害者の4分の1、全体の20%にすぎないが、配偶者やパートナー、父親や兄弟によって命を落とす女性は女性被害者の64%、また配偶者やパートナーが加害者であるケースは82%であるという。他者からの視線から守られた物理的空間としての住まいは、家族や親密な関係にあるひとからの暴力をも見えないものにしてしまう装置にもなりうる。

2019年末から全世界に広がった新型コロナウイルスに対する外出制限令は、ひとを住まいに閉じ込め、家族以外とのコミュニケーションを大幅に制限することになった。グテーレス国連事務総長は、配偶者間暴力（以下DVと略）や女の子への暴力が住まいという閉じられた空間のなかで増加することを懸念し、各国政府に対策を求めた。そうしたなかでスペイン政府がロックダウンとともに開始した、薬局で「マスク19」と警察に通報できるシス

テム（2021年3月17日より実施）は、フランスをはじめヨーロッパ各国に広がった。

フランスの場合、DV被害者支援はアソシアションと政府の協働で進められている。DV被害者への住宅支援については、政府が提供するDV被害者向けシェルターや住宅困難者向け社会ホテルに加え、住居支援に特化したアソシアションは、緊急避難用のシェルターや、公営住宅等に引っ越すまで滞在できる施設を持っている。また、中長期支援としてアソシアションでは被害を受けた女性向けにさまざまなワークショップやセミナー、当事者と関係者が集う談話会を開催しており、被害者が自律を取り戻し、自分でやっていけると思えるまで伴走する（柿本：2020）。

フランスにおけるDV被害者支援に関する研究は、法学者や裁判官、弁護士等の法専門家による法と実務の分析、被害者支援および加害者プログラムに関わる心理学の専門家の分析と研究、女性支援に関わるアソシアションについては社会学の専門家による調査分析がある。なかでもアソシアションによる住居支援に焦点を当てたエルマンの研究や、フランスにおける政治的パースペクティブとしての「国家のフェミニズム」の成立過程を明らかにしたルヴィラールの研究は、1970年代フェミニズムから生まれたアソシアションが専門性を持ち、政府のオブザーバーとして一定の地位を占めるまでを知るうえで、重要である。

なお、日本における住居支援を支える議論については、建築学、福祉と法の領域では十分な蓄積がある。住居を福祉の観点から検討した早川和夫氏の論考は、定まった住まいを失った状態にあるひとへの支援の関係者が取

り上げる文献の一つである。また、ハンセン病、原発事故や自然災害によって住み慣れた土地を離れることを強制されたひとの住居に留まる権利については、井上秀夫氏が法の立場から提唱している。DV被害者への住居支援については、葛西リサ氏がすでに母子世帯を対象とする調査と分析を行っている。

住まいとは、外界から身を守るための単なる建築物ではない。わたしたちにとっては日々の生活を営む空間であり、人間関係を結ぶ結節点でもある。あらゆる空間が私的所有の対象となる現代社会において、住まいは、そのなかで自分自身であることを取り戻す、アイデンティティの基盤でもある。本稿では、フランスでのDV被害を対象とした住居支援を参照しながら、住まいが人間の精神生活において持つ機能を探りたい。

1. 住まいから見たフランスにおけるDV被害者支援

2020年3月から新型コロナウイルスの深刻な感染拡大に直面したヨーロッパ各国は、相次いでロックダウンに踏み切った。外出制限令に影響を大きく受けたのは子どもたちへの教育であったが、行政サービスや司法を含むあらゆる活動もまた一時的にストップした。こうしたなか、フランス政府の大きな懸念のひとつがDVによる女性殺人の増加であった。

近年、フランスでは女性への差別によって引き起こされる女性殺人（フェミサイド）の件数、なかでもDVによる女性殺人件数の高止まりが社会問題となっている。2019年でのDVによる女性殺人件数は173件（前年よりも24件増加）、子どもが殺害された25件のうち22

人の子どもの親のDVによって命を失った。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って外出制限令が発令されるやいなや政府がDV被害者支援と加害防止対策を打ち出したこともあって、2020年でのDV殺人件数は125件（女性102人、男性23人）、子どもの被害者は14人とどまった（Ministère de l'Intérieur, *Etude sur les morts violentes au sein du couple* : p.4）。

フランスの場合、ヴェイユ法によって中絶が合法化された1975年は女性解放運動と政府の政策が一致した最初の年とされる。フェミニストたちは中絶合法化を目指す運動において、DVも女性差別が生み出す暴力と位置づけ、政府に対応を迫った。女性解放運動（MLF）が高まるなか、1980年に強姦を女性の尊厳の侵害と見なし、同意なき性行為を強姦と規定する1980年12月23日法が全会一致で採択されたことをはじめとして、女性の権利を守る法律が制定された。政府の側でも1989年にはDV対策を目的とした委員会を立ち上げるなど、1980年代からDVの解消に取り組んでいる（Jaspard : 2011およびHaut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes サイト）。

DV被害者支援については2000年5月および6月、女性への暴力に関するはじめての全国調査が実施され、DVについては婚姻中の女性10人中1人、離婚した女性の10人に3人が被害者であることが明らかになった（Jaspard : 2001）。この調査結果を踏まえ、フランス政府は積極的に「女性への暴力」対策を打ち出すようになる。政府とアソシエーションによる啓発活動によりDVが女性の権利を侵害する行為であるという認識が広まり、

DV相談件数は増加の一途をたどっている。しかし、DVによる女性殺人件数が高止まりしたままで、危機感を持った政府は、2017年9月から11月、政府の各機関とアソシアシオンの協議である「グルネル」を開催した（柿本：2021）。

「グルネル」では、「女性への暴力」の予防・保護・処罰を軸に、1000か所のシェルター増設、DV被害告発手続きの簡略化、子どもの保護を緊急課題とし、ワーキンググループからは46項目の措置が提言された。1000か所のシェルター増設は、ヨーロッパ評議会で採択されたイスタンブール条約（2014年8月発効、現在45か国とEU批准）に基づき、フランス政府が「女性への暴力およびDVへの反対行動に関する専門家グループ（通称GREVIO）」に提出したレポートへの評価レポートでも指摘された問題点でもある（GREVIO：p.6-8）¹。

「グルネル」での協議と提言をもとに進められていたDV被害者支援の充実とDV加害防止対策は、2020年3月17日から始まった外出制限令以降、大きな効力を発した。「マスク19」と薬局で告げると薬剤師が緊急ダイヤルに通報するスペインでの取り組みはさっそくフランスにも導入され、薬局から暴力被害を通報することができるようになった。DV電話相談3919も24時間受付となり、インターネットでのチャット相談（24時間受付）も可能である。カルフルをはじめとする全国チェ

ーンのショッピングセンターではアソシアシオンによる相談窓口も設置されUberとも協定を結んだ²。DVを目撃あるいは被害者から相談を受けたひとへに対しては、警察・憲兵隊への直通ダイヤル19への通報を呼びかけている。

パートナーに暴力をふるうかもしれないと悩む男性に向けた電話相談窓口「叩かないで下さい（Ne frappez pas）」も開設された。政府は、「暴力加害者支援全国連盟 Fédération nationale d'accompagnement des auteurs de violences conjugales (FNACAV)」に委託し、電話相談窓口（9時から19時まで、心理学専門家による対応）を設けた。

DV被害者支援対策やアソシアシオンの活動が効して、殺人件数106件のうち女性が被害者となったのは90件にとどまり、DVによる女性殺人件数は劇的に減少した³。暴力を受けている被害者の相談に応じるDV相談ダイヤルへの相談件数は、ル・ポワン誌によれば、例年よりも70%増の164,957件となった。一方家事事件裁判所からの保護命令については2018年では3411件、2019年では4141件だったのに対し、2020年では5718件となり⁴、DVが女性の権利侵害であり、生命を奪う可能性があるという認識が社会に浸透したことがうかがえる。

とはいえ、被害者すべてがパートナーからの暴力を訴えることのできるわけではない。

1) GREVIOからフランス政府に対して不十分であると指摘されたのは、DV被害者向けシェルターの不足、性被害の扱いをめぐる司法手続（強姦の定義が不同意性交のみに限定されている）、親権と子どもの保護（加害者が子どもを通じて離婚後もDVを継続する可能性）である。2019年11月19日付Le Monde電子版も参照のこと。https://www.lemonde.fr/societe/article/2019/11/19/violences-faites-aux-femmes-le-conseil-de-l-europe-epingle-la-france_6019684_3224.html

2) 例：大型小売チェーンの「カルフル」サイト<https://www.carrefour.com/fr/actualite/carrefour-sengage-nouveau-contre-les-violences-conjugales-et-se-mobilise-aux-cotes-de-la>

3) Le Monde電子版，https://www.lemonde.fr/societe/article/2021/02/02/90-femicides-ont-ete-commis-en-2020-contre-146-en-2019-annonce-le-ministere-de-la-justice_6068512_3224.html

4) なお、法務省によれば、保護命令の件数は、「グルネル」がはじまった2019年9月から前年度より各月ごとに100件以上、急増している。

被害者が10人にひとりの割合であると言っても、被害者のうち2人にひとりしか相談していないのであれば、DV被害者の総数はかなりの数に上ることはたやすく推測できる。とりわけ、外出制限令により加害者が在宅している状況では、被害者が暴力を振るわれていても加害者から逃げることはできず、第三者がDVの発生を警察や憲兵隊に通報することも難しいであろう。

全国女性連帯同盟 (Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF) による調査によれば、新型コロナウイルス感染拡大による外出制限令以前からパートナーに暴力を振るわれていたひとは全体の66%、外出制限令の開始後にDVを受けたひとは43% (複数回答のため合計100%にはならない) と、ロックダウンが引き金となってパートナーからDVを受け始めたケースが多いことがうかがえる⁵⁾。自宅という最も安心できるはずの空間が、加害者の暴力から逃れることのできない閉じた空間となるならば、被害者は加害者の支配のもとに生きるしかない。

2. 住居という視点からのDV被害者支援

「グルネル」に際してアソシアシオンから強く要求され、GREVIOによる評価レポートでも今後の課題として指摘されたのが、DV被害者向け住居の増設であった。政府は2020年に1000か所のシェルターを増設し、2021年においても1000か所の設置を計画しており、計7700か所で受け入れ可能となる見通しである。緊急避難のための住居はDV被害者支援に携わるアソシアシオンも確保しており、数

日しか滞在できないものの、各自治体が住居を失ったひとに提供する「社会ホテル Hôtel social」もDV被害者に開かれている。とはいえ、DV被害者からの相談件数が約22万件、警察・憲兵隊にDV被害届・DV告発届を出すのは18%前後となれば、1000か所のシェルター増設だけでは避難を希望する被害者と家族をすべて受け入れるには程遠い。

イスタンブール条約では、批准国に対し、被害者が居宅にとどまることができるよう、加害者の居宅からの排除と被害者への接近禁止に関する法の整備を求めている (52条)。加害者を被害者のいる住まいから排除し、侵入を禁止することは、暴力行為のさらなる被害を防ぐためには必要である。しかしながら、住居の所有者あるいは賃貸契約者が加害者であった場合、法が整備されていなければ、加害者の強制的な排除は加害者の所有権を侵害する可能性がある。

この問題については、フランス政府はすでに法改正を行っている。1989年7月6日法第89-462号を改正したエラン法では、賃貸住宅に住むDV加害者が保護命令によって退去となった場合、被害者が居宅に住み続ける権利と、賃貸料の支払いを加害者側が負担する義務を定めた。

エラン法 第8条第2項

賃借人である配偶者、連帯市民協約 (PACS) あるいは内縁関係のパートナーが配偶者間暴力あるいは同居する子どもへの暴力により居宅を離れる場合、彼は、カップルの片方にあらかじめ通知されている家事事件裁判官から発令された保護命令のコ

5) アソシアシオンのSolidarités Femmesが民間調査会社Ifopと共同で実施したインターネット調査による。2020年10月20日から11月6日まで、18歳以上の12,139人を対象に、実施、375人がDV被害者であると回答。

ピー、または自分のパートナーあるいは同居する子への暴力の事実に対する刑事判決（6か月以内）のコピーとともに、受領書付き書留で貸主にこれを通知する。

暴力被害者の貸借連帯および保証人の連帯は、通知日翌日から発生する負債に対し、第一段落で示された住居貸主への郵送による第一通知の翌日以降、終了する。

暴力加害者に対し、第二段落で示した日付から発生する賃貸料の支払いを免除しないということは、第15条第一段落に照らし、正当かつ根拠がある判断である⁶。

加害者が賃貸契約者であってもDV被害者が居宅に住み続けることが可能であるならば、加害者から逃げることだけが被害者の選択であるという状況にはならない。とはいえ、この条項に基づいて居宅に住み続けるためには、加害者に対して保護命令が発令されるか、暴力に対して有罪判決が下されることが必須であり、DV被害者すべてがこの条項による措置を受けることができるわけではない。

刑事事件として告発されるDVについては、ペレス＝ディアスとユレの推計によれば、10.00件中142件、そのうち執行猶予付き有罪判決99件、他の罪刑が26件、禁固刑が17件であり、被害者が配偶者からの暴力を告発しても有罪となるケースはわずかにとどまる（Pérez et Huré : p.124）。

保護命令の発令については、裁判所によりグラデーションがある。法務省に設置された保護命令全国委員会 Comité national de l'ordonnance de protection (CNOP) のレポート

によると、パリと近郊のボビニー、クレティユ、モー、フランス北部のシャルルヴィル＝メジエールにある家事事件裁判所での保護命令が発令される割合は、ボビニーで77%、クレティユで70%、パリ70%、モー71%、シャルルヴィル＝メジエールで57%となっている。裁判官が加害者の暴力の危険が差し迫ったものではないと判断して保護命令の発令を却下する理由としては、暴力を受けたのが数か月以内であること、加害者が司法の監視下にあること、被害者が別居に対して曖昧な意思を示していること、すでに別居していること、被害者が子どもを加害者に会わせていること、身体的および精神的暴力があり証明もあるけれどもカップルのコミュニケーションの方法であり、すでに加害者が居宅を離れていること、が挙げられているという（CNOP: p.27-31）⁷。

DV被害者がエラン法によって居宅に住み続けることができるということは、被害者の選択肢が増える点で前進した。とはいえ、これが現実的に可能となるためには、被害者が居宅に住み続けても安全であること、被害者が加害者の支配と暴力から守られていることが必須となる。

保護命令の申請は、新型コロナウイルスの感染拡大と外出制限令のもと、2020年9月で2018年9月と比較して62%増、2年間にわたって加害者の接近を知らせる「重大危険ダイヤル téléphone grave danger (TGD)」の措置は、2018年末での227機から2020年5月4日時点で1392機と増加した⁸。DV被害者の安全

6) <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000509310/>

7) なお、被害者が加害者から一刻も早く離れたいと思い、DV被害を調停時に話さないケースもあることを考えると、被害者がパートナーに子どもを会わせているという理由で家事事件裁判官が保護命令を出さない場合、DVのさらなる被害を招く危険性がある（Cf. CNOP : 2021）。

8) 2021年5月16日付 Le Monde 電子版、https://www.lemonde.fr/idees/article/2021/03/16/moins-de-feminicides-en-2020-avancee-ou-trompe-l-il-lie-au-covid_6073262_3232.html

を守るためには加害者を被害者に近づかせないことが第一であるから、法執行機関である警察・憲兵隊による保護とともに、家事事件裁判所の判断も重要になってくる。保護命令について言えば、被害者の一時保護とともに被害者の居住の選択肢にも関わってくる点で、発令のしやすさが中期的な支援にも影響すると言えるだろう。

2. 「生活世界」の基盤としての「住まい」と家族

1. 住み慣れた住居を離れるということ

ところで、自分の意志ではない外的な理由で住み慣れた住居を離れるということは、アイデンティティを支える社会関係の基盤としての「居場所」を失い、新たに別の場所で「居場所」を見出さなければならないということの意味する。住居の喪失は、そこで培われた人間関係に変化をもたらすのみならず、近隣地域に関するさまざまな知識—日々の買い物から交通手段、安全情報、子どもがいれば学校に関する多岐にわたる情報、障がい者や高齢者がいれば利用できるさまざまな支援に関する情報など—をいったん無効化する。そして、転居した先でそれまで利用していたさまざまな情報、サービスや財が存在しなければ、新たにそれらを確保しなければならない。これに際しては、当事者により重い負担がかかることもまれではない。

日常生活のなかで形成される生活世界には、家族や友人、近隣の身近なひとといった親密領域での人間関係もあれば、学校や仕事といった公的な空間で形成される人間関係も存在する。「生活世界」は、主観から出発し

「客観」を抽出する現象学の知的探求を特徴づける概念のひとつである。シュッツは、人間の認識が自己を起点とした直接的な社会関係を基盤とし、そこに現在起きている行為を当てはめて理解すること、そしてその認識様式を変えようとはしないことを指摘する。

われわれ関係 We-relation の分析にあたって私たちが発見したのは、向き合った状況 face-to-face situations においては共存在者が異なるレベルの親密さと異なる度合の直接性において経験されている、ということである。向き合った状況によって与えられた時間的で空間的な即時性のうちに、他我の経験が具体的なわれわれ関係そのものなのだ、ということの特徴づける、直接性の度合いにおける違いを見出したのである。

...

日常生活の繰り返しのなかでは、向き合った状況から単なる同時代の世界への移行の根底にある問題は、原則として、目に見えなくなってしまう。私たちは、毎日繰り返される生活のなかでは、現在の経験のこことと今を超越するところの意味の基盤に、自分自身の行為と共存在者の行為の双方をはめこんでいるのである (Schutz (1971) : p.37-38)。

日々の生活の世界は、われわれにとって疑いのない所与である。... 日常的な生活世界という意味領域は、われわれの実践的な経験がその領域の統一性と一貫性を証立している限り、現実のアクセントを保持し続ける。この領域はわれわれにとって「自然な」現実として現れている。したがって、ショックという特別な経験が日常の意味構造を突破して、われわれが現実のアクセントを別の意味領域に移行させるきっかけにならない限り、われわれは、そうした現実の依拠している態度を放棄しようとはしな

いのである（シュッツ（2015）：p.101）。

わたしたちが認識する世界は、外部に表出しないで自らの思考において把握される限りにおいては主観的である。とはいえ、「わたし」によって理解された社会関係は、「わたし」の意味世界としての生活世界を構成する。そこでは、矛盾も含む多種多様なパースペクティブから構成される複合的な認識がわたしたちを取り巻く生きた現実となる。そして、わたしたちは、突発的な出来事によって破られることがないかぎり、自分の生きる世界が明日も続くと考え、日々の予定を決めてゆく。

住まいという生活空間は、日常生活のなかで私たちが暗黙の裡に前提している未来への期待を支える、生の基盤のひとつである。人間は共同体を形成し、他者とともに生きる存在ではあるが、生命をつなぐ日々の営みがなければ社会的動物としての生は存在しえない。そして、住まいや地域社会のなかで他のひとと共に生きることは、一人では生きることのできない動物としての人間の生を保障することでもある。

先に見たように、フランスの場合、保護命令または加害者への実刑判決により、DV被害者がそれまでの住まいにとどまることができるようになった。しかしながら、パートナーから暴力を受けているすべてのひとが保護命令を申請しているわけではなく、離婚手続きの際にDVが原因であることが判明するとも限らない。パートナーから暴力を受けている被害者が加害者から事を荒立てずに離れようと考え、離婚・離別を選択した場合、GREVIOのフランス評価レポートがフランス

政府に指摘したように、関係解消後も加害者が子どもを通じてDVを継続する可能性がある。

日本の場合、葛西氏の聞き取り調査によって、避難後のDV被害者のほとんどが複数回の転居を経験していること、さまざまな精神疾患に悩まされていること、被害者の多くが避難したことがきっかけで友人や家族との接点を失っていること（これには加害者による追跡から避難するとともに加害者による加害行為が身近なひとに及ばないようにするという目的があることも示されている）、等が明らかになった（葛西：p.86-87、p.94-101）。これらの困難に加え、加害者が職場に押し付けていやらせをするなどのトラブルや保護下での通勤禁止等により、「家を出ることによって退職を余儀なくされる場合が多い」（葛西：p.126）という。

現在のフランスでは、女性の就業率は高い（離婚時の就業率は女性89%、ただし「伝統的家庭」では女性77%、男性91%）。加えて、子育て・教育・介護等の支援が充実していることもあって、子どものいる女性がパートナーとの関係を解消しても、専業主婦やパート労働に携わる母親の多い日本の母子世帯のように、すぐさま貧困状態に陥る可能性があるわけではない。こうしたこともあってか、共同親権のもとで離婚した親の家を行き来する子どもたちは10人にひとりとも言われる。子どもが離婚した親の家を行き来する場合、双方の親とも管理職か専門職に就いていることが多く、それぞれの親の家に十分な広さがあるため、子どもは別居している親の家のそれぞれに自室を持つことも可能のようである（INSEE（2021）：N°1841）。

だが、離婚や関係解消のあとも共同親権の行使が可能なカップルばかりではない。子どもたちが離婚した親のそれぞれの家を行き来することができる離別の場合、カップルの双方が経済的に自立しており、それぞれが単独で子どもを養育可能な状態にある。その一方で、フランスでも単身親世帯の85%を母子世帯が占めており、単身親世帯の約30%が離婚後に養育費の支払いが滞るか不定期となっているという調査もある⁹⁾。

「DV電話相談3919」に寄せられた相談から見えてくるのは、DVが経済的暴力を伴う実態である。調査によれば、家庭の財源をパートナーが握り、日々の買い物も許可を得なければならず、離婚または関係解消時に養育費を払わず収入を隠すなどの経済的暴力を受けていた女性が20%にも上ることが判明した¹⁰⁾。そこで、DV被害者支援に携わるアソシアシオンは、被害者が加害者から逃げ、離婚・別離後に困難な状態に陥らないよう、切れ目ない支援を行っている。

2. 住まいという私的領域と公的領域—アレント『人間の条件』を手がかりに—

近年、フランス政府は、DV被害者支援に携わるアソシアシオンからの提言を受け、DVに関わる関連法を整備し、シェルターの増設をはじめとする政策を矢継ぎ早に実施している。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出制限令が発令されてからは、加害者とともに自宅にとどまり、パートナーから暴力を受け続ける事態が予測されたため、加害防止に向け

た取り組みも含め、アソシアシオンと協働しながら、多くの対策を打ち出している。

とはいえ、DVや性暴力、公的空間での性的嫌がらせ、セクシャル・ハラスメントが「女性への暴力」であり、社会構造のなかに組み込まれたジェンダー秩序が生み出す犯罪行為であり人権侵害であるという認識が社会に浸透したのは最近である。特に、DVについてはカップル間のいざこざと見なし、その危険性を過小評価する傾向は、恋愛を重視するフランス社会においては強かった。古代ローマにルーツがある「法は家庭に入らず」という法諺が示すように、恋人や夫婦、親子といった親密な関係のなかで発生する人権侵害については法の判断は求められてこなかった。

しかし、現代の民主主義社会において、各人は尊厳を持ち、権利主体として平等な存在と見なされる。家族および親族の非対称な関係のもとでは、優位な地位にある家長や年長者に対して成員は従属的な立場に置かれてしまうが、個人の権利と自由、成員間の平等という民主主義を支える理念は、家父長制による家族秩序とは相いれない。そうすると、個人の権利と自由を守るためには、法が私的領域においても公的領域と同じ濃度で機能することが必要となってくる。

「住まい」は、人間が生物学的生を維持するための基盤であり、外部の脅威から守られる空間であるが、家父長的な家族関係が維持される空間にもなりうる。そして、「住まい」という構造物によって閉ざされた空間は、外部からの視線から守られているがゆえに、内部

9) なお、2020年、政府は、養育費が未払いの状態にある単身親家庭に子ども一人当たり116ユーロを支給することを決定した。
<https://www.vie-publique.fr/en-bref/278053-nouveau-service-public-des-pensions-alimentaires>

10) <https://www.vie-publique.fr/en-bref/278396-violences-economiques-premiere-manifestation-de-la-violence-conjugale>

で発生する加害行為をも見えないものにしてしまう。

アレントによれば、私的領域とは、真に人間的な生活に不可欠な何かが「奪われた deprived」状態、すなわち、「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティを奪われていること、物の共通世界の介在によって他人と結びつき分離していることから生じる他人との客観的関係を奪われていること、さらに生命そのものよりも永続的なものを達成する可能性を奪われていること」(Arendt: p.58/アレント:p.87)を本質とする空間である。

公的領域と私的領域の違いは、見せるべきものと隠すべきものとの違いに等しい。隠されたものの領域が、親密さの状況の下では、いかに豊かであり、いかに多様であるかということが発見されたのは、ようやく近代になって、社会に対する反抗が起こってきてからであった。しかし、有史以来今日に至るまで、印象的なことに、私生活のなかに隠さなければならなかったものは、常に人間存在の肉体的部分であった。つまり、隠されたものはすべて生命過程と結びついており、近代以前には、個体の維持と種の生存に役立つすべての活動力を含んでいた。したがって、隠されていたのは、労働者であり、肉体によって種の肉体的保存を保証する女であった (Arendt: p.72/アレント:p.102-103)。

私的領域とは、公的領域から守られるべき個人の領域であり、そこには種の保存をはじめとする肉体的生が含まれる。私的関心の領域 - 「私たちの私的で親密な生活」 - は、どれほど公にさらされようと、公的性質を持ち得ない。よって、親密な領域の豊かさは、私的

領域が隠されるべき存在である限り、存在するとは認められない。そうすると、女性や労働者といった私的領域に属すると見なされる存在とその生もまた、存在しないものとして見なされてしまいかねない。

公的領域と私的領域の中間に位置する親密領域の発見は、「外部の世界全体から、主観的な個人の内面へ逃亡するため」(Arendt: p.69/アレント:p.92)であったとアレントは言う。その一方で、公的領域を支える権利、自由、尊厳は、私的領域においても適用される。現代社会においては、女性は、古代ギリシャのように私的領域だけで生きる存在ではなく、市民として公的領域と私的領域を行き来する存在である。成員間の不平等が前提である私的領域において公的領域を支える法理念が浸透し、そこでの権利侵害が法の対象となることは、家族や親密な関係にある人物からの暴力を法に照らして権利侵害として可視化し、被害者の尊厳と権利を守るうえで必要なのである。

3. 「住まい」から考える被害者支援

1. 自由の剥奪としてのDVとアイデンティティの回復

DV被害者は、ときには長期に渡る緊張と自己を尊重する気持ちを削ぐ加害者の言動によって、判断力が低下し、自分自身が持つ力への信頼を失いがちである。それでも、被害者は、前向きに自らの未来を切り開くのが難しい精神状態にありながら、自分と子どもの生命を守るために慣れ親しんだ住居から逃げ、新たな場所で生活の拠点を見つけなければならない。これは、もしそのひとが生活してい

る場所を追われなければ失わずに済んださまざまな知識・財・資源の放棄を迫ることであり、自分自身のアイデンティティを立て直すうえで必要なさまざまな要素が剥奪されることを意味する。

ボーヴォワールは、『第二の性』の序文において、女性差別をめぐる状況の分析を始めるにあたり、「個々の人間の可能性を問題にしつつ、それを幸福という観点からではなく自由という観点から定義していく」(Beauvoir : p. 33) と宣言する。なぜならば、他人の幸福がどれほどであるのかを客観的な基準で測ることはそもそも不可能なのであって、抑圧状態にある女性が「ひとから押し付けられた状況を幸福だと言い張るのは簡単」(Beauvoir : p. 33) なのだからである。

「幸福」という基準は、目の前にあり自分がその当事者である差別構造に目を閉じさせることになりかねない基準である。しかし、何ができて何ができないかという実現可能性を基準にした自由の観点に立てば、当事者の選択の幅は可視化される。実存主義者からすれば、「全ての主体は新たな自由に向かってたえず自分を乗り越えることによってはじめて、自由を実現する」(Beauvoir : p.33) のだから、自らの置かれた現状から脱却し、自らの可能性を押し広げるべく世界へ投企できないのであれば、そのひとは自由ではない。

ボーヴォワールが「実存主義のモラル」として提示する「自由」は、センやヌスバウムが示す、潜在能力アプローチにおける自由概念に通じる。

ヌスバウムによれば、潜在能力アプローチが問う中心的課題は、女性にとっての実現可能な自由とは何か、である。例えば、30代の

女性でサリーのふちをミシンで縫う仕事をはじめてから大酒飲みの夫と離婚し、SEWAの活動に携わっているバサンティにとって必要な自由とは何か。ヌスバウムは言う、「バサンティはどれほど満足しているか」ではなく、「彼女はどれだけの資源を自由に使えるか」でもなく、「バサンティは実際に何をすることができ、どのような状態になれるか」が重要なのである。

世界の多くの場所で女性は人間的な基本機能を達成する為の支援を欠いている。...多くの国で女性は法の下において完全に平等ではない。...重労働の仕事に加えて、家事や子どもの面倒を見るという「二重の生活」という重荷を背負って、彼女たちは遊ぶ機会も与えられず、想像し、物事を認識する機会も与えられていない。女性は男性よりも恐怖から逃れて生きる機会が少なく、愛が報われる機会も少ない。...

要するに、女性はあまりにもしばしば女性自身を目的として、すなわち法律や制度上、敬意を払うに値する尊厳を持った人間として扱われていないということである (ヌスバウム : p.84)。

女性が周囲から「尊厳を持った人間」としてその決定が尊重され、自律的に生きることができるならば、そのひとは自由な状態になることになる。そして、女性が自らの能力を信じ、自らの意志で判断し、行動することができるためには、アイデンティティに根差した自己への信頼が必要である。

自己についての対自的理解は、単なる哲学的な解釈以上のものを含んでいる。自らが何者であるのかということを理解するということは、自分がこれから生きていくうえでの生活世界をささえる意味基盤を持っているとい

うこと、ひいては自分自身の現在を理解し自分のこれからをどのようにしたいのか、そのためにはどのような選択が必要なのか等を知っているということでもあるのだから。

2. 自律の回復に至るレジリエンスと住まい

住まいは、ひとが外部の視線から守られ、包み込まれる安全な場所であり、人間関係を結ぶ起点でもある。だからこそ、DV加害者からの避難を目的とする転居のように、自分自身の意志ではない理由によって住み慣れた住居を離れることは、ともすればそのひとのアイデンティティを支えてきた環境や人間関係からそのひとを切り離す契機となりかねない。

とはいえ、ひとはどのような状態にあるにせよ、毎日の生活のなかで、生きるうえで必要なあれこれを片付けていかねばならない。そして、ひとは、日々の生活のささやかな成功の経験を通じて、自らへの信頼を立て直しうる。「トラウマに対抗する能力であり、かつそのあとで自らを立て直す能力」(Tisseron : p.15)、「人あるいは集団が持つ、非常な大きな困難を前にして発展し、成長しようとする能力」(Vanistendael : p.25)と定義されるレジリエンスである。

レジリエンスには学術的な定義は存在しないが、むしろ多様な使われ方をすること自体がこの概念の豊かさを示しているとティスロンは指摘する。シャルコーが困難な状況の後にひとが陥る心的な状態をトラウマと呼んだとき、主体の精神的な弱さを指摘する概念であった。しかし、1990年代に入り、ひとが過酷な状況を経験したあとでトラウマを持つことは正常な反応であると見なされるようにな

ると、困難極まる事態のあとで自らを立て直す力があることにも改めて目が向けられるようになったという。

ヴァニスタンデルは、レジリエンスの構成要素を小さな家になぞらえ、「ラ・カシータ La Casita」モデルを提示する。彼によれば、家を支える「土地」として基本的欲求（食べる、寝ること、健康に気を付けること）があり、家の「基礎」には「人として受け入れられること」、「庭」として「家族や友人、隣人などのインフォーマルな人間関係」がある。1階には「意味を見出す能力と一貫性」として1階部分があり、2階部分には「自己尊重」、「適性と能力」、「ユーモア」の3つがある。そして「屋根裏」には「これから発見すべき経験」がある (Vanistendael : p.24)。

「ラ・カシータ」モデルは、人間が生きていくうえで基本的欲求の充足があつてこそ、人間関係というレジリエンスの土台をその上に置くことができること、そして人として受け入れられるためにはインフォーマルな関係での受容が必要であること、を示している。そして、周りから受け入れられたという経験は、「自己尊重」を支える。

レジリエンスは、英雄的な人物だけが持っている能力ではない、どのひとにも可能であるとヴァニスタンデルは主張する。また、ヴッシュによれば、幼少期に愛情を持って持続的に守られていたという経験と、何かをやり遂げ成功した経験という二つがあることで、ひとはレジリエンスを持ちうる。幼少時に安定した親子関係や身近なひととの持続的な関係を持つこと、自分には何事かを成し遂げる力があると信じていることができるということは、ひとへの信頼を持ち、困難な状況を生き抜く

うえで必要なのである。

おわりに

「家」は、ひとがそのなかで安心することのできる場所である。しかし、私的領域の空間的な外構となる「家」は、公的なまなざしを免れているがゆえに、そのなかでおきるさまざまな軋轢や葛藤から暴力をはじめとする権利侵害にいたるまで、ひとが自らの安全を脅かされている事態を隠蔽する装置にもなる。アレントの議論を敷衍すれば、私的領域での出来事は、公共領域での「活動」を支える言語の介在－起きた出来事を言語化し他者に伝える－がなければ、なかったことになってしまう。「この種の事柄は、その内容がどれほど激しいものであろうと、語られるまでは、いかなるリアリティも持たない」(Arendt : p.50/アレント : p.75) からである。「逃げたい」とDV被害者が声をあげてはじめて、ひとが安心して居続けることができるはずの場所が被害者にとって最も危険な場所であると被害者以外の人が理解できるのである。

「逃げたい」という声はその場所からの避難ではなく加害者から逃げたいという意志の現れであるのなら、被害者にとって最も望ましいのは、加害者からの加害行為が存在しないところで、そのひとが望む生活を送ることができるということになろう。また、「暴力さえなければ」とパートナーとの関係の修復を願うひともあるだろう。DV被害者支援に望まれるのは、家に居続けることであれ、家から離れてほかの場所に移動することであれ、加害者と別離を選ぼうが修復を選ぼうが、そのひとのニーズに応じて選択可能な解決のバリ

エーションを増やすことであろう。そうすると、DV被害者支援では、緊急時の介入と避難への支援に加え、そのひとが自らの未来を落ち着いて考える環境を整える長期的な視野に立った継続的な支援が必要となってくる。これについては稿を改めて論じたい。

【参考文献・資料およびサイト】

- Arendt, Hannah (1994) *The human condition*, Chicago U.P., 1958 (ハンナ・アレント／志水速雄訳『人間の条件』(1994)、ちくま学芸文庫)
- Simone de Beauvoir (1976) *La deuxième sexe I*, Folio, Gallimard, 1976
- Comité national de l'ordonnance de protection : CNOP (25/06/2021), *Rapport d'activité 2020-2021 du Comité national de l'ordonnance de protection*
http://www.justice.gouv.fr/art_pix/Rapport_activit%E9_CNOP_V6.pdf
- Council of Europe Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence (イスタンブール条約)
<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/210/signatures?module=signatures-by-treaty&treatyenum=210>
- GREVIO, *Rapport d'évaluation de référence France 2019*,
<https://rm.coe.int/grevio-inf-2019-16/168098c619>
- 早川和夫・岡本祥浩 (1993) 『居住福祉の論理』、東京大学出版会
- 早川和夫 (1997) 『居住福祉』、岩波新書
- L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques : INSEE (03/03/2021), *INSEE-PREMIERE*, N°1841, <https://www.insee.fr/fr/statistiques/5227614>
- 柿本佳美 (2020) 「フランスにおけるDV被害者支援および防止対策-「国家はあなたを守ります」／「法はあなたを守ります」とはどういうことか」、『アジア・ジェンダー文化学研究』第4号、奈良女子大学アジア・ジェンダー文化学研究センター、p.33-50
- 柿本佳美 (2021) 「フランスのDV被害者支援に見るアソシエーションと国家の協働とは-「グルネル」からCovid-19感染拡大下での被害者支援防止対策へ」、『アジア・ジェンダー文化学研究』第5号、奈良女子大学アジア・ジェンダー文化学研究センター、p.73-83
- 葛西リサ 『母子世帯の居住貧困』、日本経済評論社、2017
- Fédération nationale d'accompagnement des auteurs de violences conjugales (FNACAV) によるポスター : <http://www.fnacav.fr/affiche-separation-numero-national-permanence-telephonique-pour-les-auteurs-de-violences-conjugales-et-familles/>
- グテーレス国連事務総長「女性に対する暴力の防止と救済をCOVID-19に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とすること」、内閣府男女参画局仮訳および原文、https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/sp_index_2.html
- L'Habitat et fédération nationale Solidarité Femmes (2021), *Les organismes Hlm et le logement des femmes victimes de violences conjugales, guide juridique et bonnes pratiques, N°74, Repères*, https://www.union-habitat.org/sites/default/files/articles/pdf/2020-11/les_organismes_hlm_et_le_logement_des_femmes_de_victimes_de_violences_conjugales_-_reperes_ndeg_74.pdf
- Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes,
<https://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/violences-de-genre/reperes-chronologiques-81/> (2021年9月3日閲覧)
- Herman, Elisa (2016) *Lutter contre les violences conjugales*, Presse Universitaires de Rennes
- INSEE (mars 2021), « En 2020, 12 % des enfants dont les parents sont séparés vivent en résidence alternée », in Insee Première, N°1841, <https://www.insee.fr/fr/statistiques/5227614>
- 井上秀夫 (2012) 『住み続ける権利-貧困、震災をこえて』、新日本出版社
- Jaspard, Maryse (2011) *Les violences contre femmes, la Découverte*
- Jaspard, Maryse (2001), « Nommer et compter les violences envers les femmes : une première enquête nationale en France », in *Population & Sociétés*, Numéro 364/janvier, Ined, https://www.ined.fr/fichier/s_rubrique/18735/pop_et_soc_francais_364.fr.pdf
- Ministère de la Justice, *Rapport d'activité le CNOP, 2020-2021*, p.17
- Mission interministérielle pour la protection des femmes contre les violences et la lutte contre la traite des êtres humains ; MIPROF (2020) *Les violences conjugales pendant le confinement : évaluation ; suivi et proposition*
<https://www.egalite-femmes-hommes.gouv.fr/wp-content/uploads/2020/07/Rapport-violences-conjugales.pdf>
- マーサ・ヌスバウム (2005) 『女性と人間開発』(池本幸生ほか訳)、岩波書店
- Pérez, Claudine, et Huré, Marie-Sylvie (2015) *Violence conjugale : Missions et finalités concrètes de l'intervention pénale*, l'Harmattan p.124
- Le Point, 2021年6月3日付インターネット版、https://www.lepoint.fr/societe/violences-conjugales-40-des-appels-au-3919-non-traites-en-2020--03-06-2021-2429540_23.php

- Revillard, Anne (2016) *La cause des femmes dans l'Etat : une comparaison France-Québec*, Presses Universitaires de Grenoble
- Ronai, Ernestine, et Durand, Edouard (2017) *Violences conjugales : le droit d'être protégée*, Dunod
- Schutz, Alfred (1971) , *Collected Papers II Studies in Social Theory*, Martinus Nihoff /The Hague
- アルフレッド・シュッツ／トーマス・ルックマン (2015) 『生活世界の構造』(那須壽監訳)、ちくま学芸文庫
- Solidarités Femmes, Ifop (2021) *Enquête auprès des femmes victimes de violences conjugales durant le confinement*, novembre 2020
<https://www.com/wp-content/uploads/2021/03/117680-R%C3%A9sultats-V2.pdf>
- Tisseron, Serge (2017) *La Résilience*, PUF, 6ème édition, 2017
- Vanistendael, Stefan (2018) *Vers la mise en œuvre de la résilience : La Casita, un outil simple pour un défi complexe*, Les Cahiers du BICE, 2018
- Vouche, Jean-Pierre (2009) *De l'emprise à la résilience*, Edition Fabert

インターネットサイトについては2021年10月19日確認。なお、サイトアドレスが移転される可能性はある。

本稿は、科研費研究課題「DV被害者支援から考えるアイデンティティと生活世界-日仏比較を中心に-」(課題番号18K01388)の成果である。